

# 記載例

ソリマチ(株)  
農業簿記

国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書  
(市販のソフトウェアのうちJ I IMAの認証を受けているもの)

帳簿 認証



令和 年 月 日

御自身の管轄  
税務署名を記載

西 熊本(延岡)税務署長殿  
東 (所轄外税務署長)

税務署長殿

		※整理番号
(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地		222トシロ7 熊本市〇区〇〇〇X-XX (電話番号)
(フリガナ) 名称(屋号)		
法人番号		
(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名		ヨウゼイ キロウ 国税 太良
(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所		(電話番号)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律  
第4条第1項の承認を受けたいので、同法第6条第1項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする国税関係帳簿の種類、備付けを開始する日及び保存場所等

帳簿の種類	備付け開始日	納税地等及び保存場所 (異なる場合は二段書きで記載)
根拠税法	備付	納付
消費税法	仕訳帳	2年12月31日 熊本市〇区〇〇〇X-XX
所得税法	総勘定元帳	2年12月31日 同上
所得税法	現金出納帳	2年12月31日 同上
消費税法	(パソコン用で保存する)	年月日
	帳簿の名前	年月日
	記入者	年月日
		年月日

2 J I IMAにより認証された国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

認証番号	100800-00
プログラム (ソフトウェア名称)	農業簿記
バージョン	11
メーカー名	ソリマチ(株)

税理士署名押印

※税務署処理欄	同時提出申請書		回付先		整理簿	
	個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒( )	管理運営	個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局( )	番号確認	(摘要)	
	通信日付印	確認印	みなし承認年月日	入力年月日	入力担当者	
	年 月 日		年 月 日	年 月 日		

(1)(2) プログラム(ソフトウェア)の本権者にシリアル番号を記載  
※ いずれも違う場合は、お尋ねください。

帳簿の保存場所の住所を記載

3 承認を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用する電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	設置場所 (委託運用の場合、委託先の名称及び所在地)
パソコン・プリンタ・サーバー その他( )	FUJITSU	LIFEBOOK S986	1	熊本県〇区〇〇〇X-XX
パソコン・プリンタ・サーバー その他( )	RICOH	KICHO SPC 750	1	同上
パソコン・プリンタ・サーバー その他( )			台	
パソコン・プリンタ・サーバー その他( )			台	
パソコン・プリンタ・サーバー その他( )			台	

4 所轄外税務署長を経由して提出する理由(法第6条第6項の規定を適用しようとする場合)

5 業務の開始の日又は設立の日(新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が提出期限の特例(法第6条第1項ただし書の規定)を適用しようとする場合)

年　月　日

6 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係帳簿の種類及びその年月日(この申請に係る国税関係帳簿について、電磁的記録による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)

区分	対象となつた帳簿の種類 根拠税法	届出書の提出年月日 通知書の受理
取りやめ届出 取消し通知		年　月　日
取りやめ届出 取消し通知		年　月　日

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

- (1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号関係)  
 次の書類を備え付ける。※電子計算機処理を他の者に委託する場合は①を除く。  
 ① システムの操作説明書  
 ② 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等)並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
- (2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第3条第1項第4号関係)  
 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。  
 上記以外の方法による。

8 その他参考となる事項

- |      |   |
|------|---|
| 添付書類 | ① 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し等)<br>2 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 |
|------|---|